

第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画書の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律に基づき、市町や関係団体等との連携の下、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準及び生息地の範囲の適正化という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施していくこととし、次のとおり第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画を作成する。

第一 計画の期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 6 号）の施行の日（平成 2 7 年 5 月 2 9 日）において変更し、第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

鳥獣の捕獲等を禁止し、鳥獣の生息地及び生息環境を保全する区域を鳥獣保護区に指定する。指定に当たっては、基本的に従来 of 鳥獣保護区を引き続き期間更新する。

2 特別保護地区の指定

鳥獣保護区において、特に良好な生息環境の確保が求められる区域を特別保護地区に指定する。指定に当たっては、基本的に従来 of 特別保護地区を引き続き指定する。

3 休猟区の指定

狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を休猟区に指定する。

指定に当たっては、農林業関係者、住民等の理解が得られるように留意する。

4 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線を明確にする標識等、管理のための施設や鳥獣の観察等利用施設の整備に努めるとともに、鳥獣の生息状況の把握や違法捕獲の取締り等の調査、巡視に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

県の放鳥計画に基づき、キジ、ヤマドリ的人工増殖を図り、毎年度、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

- (1) 希少鳥獣（山口県版レッドデータブックの掲載鳥獣）
生息状況や生息環境の把握に努め、種及び地域個体群の存続を図る。
- (2) 狩猟鳥獣（法律により狩猟が認められている鳥獣）
生息状況や被害状況の把握に努めるとともに、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護及び管理を図る。
- (3) 外来鳥獣（国内に本来生息地を有しておらず、生態系等に被害が生じている鳥獣）
生息状況や被害状況の把握に努め、根絶又は抑制するため、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。
- (4) 指定管理鳥獣
環境大臣が定める鳥獣（指定管理鳥獣）については、必要な捕獲を積極的に推進することとし、必要に応じ、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。
- (5) 一般鳥獣（上記以外の鳥獣）
分布動向や被害状況などを踏まえ、適切な保護及び管理対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

- (1) 許可しない場合の基本的な考え方
捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合等
- (2) 許可する場合の基本的な考え方
学術研究を目的とする場合や鳥獣の保護又は管理を目的とする場合等
- (3) わなの使用に当たっての許可基準
くくりわなを使用する場合の輪の直径や締付け防止金具を装着した方法等
- (4) 許可に当たって付記する条件の考え方
期間、区域、捕獲方法、鳥獣の種類・数、処理の方法等
- (5) 許可権限の市町長への委譲
知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性や市町における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案した上で、市町に適切に委譲する。
- (6) 捕獲実施に当たっての留意事項
実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を行うよう指導する。
- (7) 捕獲物又は採取物の処理等
捕獲物等は、原則として持ち帰ることとする。やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような方法で適切に埋設し、山野に放置することのないよう指導する。
- (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集
捕獲等又は採取等の実施者に対し、捕獲等を実施した日時、地点、種名、捕獲数等について、報告を求める。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可に当たっては、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう指導する。

3 学術研究を目的とする場合

学術研究の内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

第一種特定鳥獣保護計画の目標達成を図るために適切なもの。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政担当職員が行政事務の遂行上必要と認められるもの。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政担当職員等が傷病鳥獣の保護を目的とする場合

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 県と市町との役割分担

鳥獣被害防止対策は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が主体となって、地域の実情に即した「被害防止計画」を策定し、防護柵の設置や捕獲隊による有害鳥獣捕獲などに取り組むこととされていることから、県は、広域的な観点から、狩猟等に係る規制緩和や被害防止に向けた調査研究、新たな捕獲技術の開発など、市町では対応が困難な課題に取り組むとともに、市町との連携強化を図る。

② 有害鳥獣捕獲の基本的な考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、防除対策の実施状況及び被害等の状況を的確に把握し、原則として、防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

③ 鳥獣の適正管理の実施

鳥獣の保護及び管理と農林水産業等の健全な発展との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法や狩猟を含む個体数管理等の鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

防除対策の実施状況及び被害等の状況を的確に把握し、原則として、防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を推進する。

イ 許可基準

原則として、狩猟免許を所持する個人又は狩猟免許を所持する者が捕獲従事者である法人（認定鳥獣捕獲等事業者、農業協同組合、農業共済組合、森林組合等）に許可

することとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、銃器を使用しない場合であって、捕獲従事者の中に網猟免許又はわな猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が捕獲従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、捕獲従事者の中に当該免許を受けていない者を含むことができる。

この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導する。

⑤有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。農林水産業被害等が発生している地域または発生のおそれのある地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊を編成するよう市町を指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊と連携を図るよう指導する。

また、持続的に有害鳥獣捕獲に取り組む体制の整備を図るため、民間隊員を登用するなどし、鳥獣被害対策実施隊の設置促進に努める。

さらに、農林業者自らによる狩猟免許取得を促進するとともに、狩猟者と地域の農林業者等との連携・協力を努め、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、第二種特定鳥獣管理計画の目的が達成されるよう適正に行う。

6 その他特別の事由の場合

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- (2) 愛玩のため飼養の目的
- (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
- (4) 鵜飼漁業に用いる目的
- (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等、適正な飼養管理が行われるよう指導する。

8 販売禁止鳥獣等の取扱い

販売禁止鳥獣等の捕獲許可に当たっては、販売の目的が法律に規定する目的に適合する場合にのみ許可する。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

銃猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏を保持するため、銃猟による事故が頻発している地区や学校の所在する地区等、銃猟を禁止する区域を指定する。

2 特定猟具使用制限区域の指定

銃の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏を保持するため、銃の使用を制限することが必要な区域を指定する。

3 猟区設定の取扱い

猟区設定の計画が生じた場合、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定認可を行う。

4 指定猟法禁止区域の指定

地域の鳥獣を保護するため、必要な区域を指定猟法禁止区域（くくりわな架設禁止区域、鉛製銃弾使用禁止区域）に指定する。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護又は管理事業を総合的に講じ、鳥獣の保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係を構築することを目的として作成する。

- ・第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣：ツキノワグマ
- ・第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣：イノシシ、ニホンジカ、カワウ、ニホンザル
- ・対象区域：県内全域
- ・計画期間：平成24年度～平成28年度（ただし、カワウは平成26年度～平成28年度、ニホンザルは平成28年度）

施策の実施に当たっては、鳥獣被害対策は捕獲の推進だけでは不十分との認識の下、対象鳥獣の個体群管理に加え、捕獲の担い手の確保・育成や防護柵の設置等の被害防除対策、人工林の間伐等による下層植生の回復や広葉樹の植栽等による生息環境の整備などの取組を総合的に推進する。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護及び管理を推進するために、調査研究体制の整備を図るとともに、研究機関や研究者に加え、必要に応じて近隣県との連携等により、効果的な情報収集を図る。

2 鳥獣保護対策調査の実施

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、必要な調査を行う。

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査の実施

鳥獣保護区の指定、管理等を適正に行うため、指定候補地域において鳥獣の生息状況、生息環境等の調査を行う。

4 狩猟対策調査の実施

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の捕獲場所や捕獲数量等の実態調査を行う。

5 鳥獣管理対策調査の実施

農林業被害等の軽減に資するため、有害鳥獣の捕獲頭数や被害額の調査を行う。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員の配置等

鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して配置し、計画的に研修を実施するなどし、鳥獣保護及び管理に係る専門的知識の向上に努める。

2 鳥獣保護管理員の配置等

地域でのきめ細かな活動が可能となるよう配置するとともに、資質の維持・向上のため、研修を実施する。

3 保護及び管理の担い手の確保・育成

鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等と地域住民への被害防止対策の普及等を行う人材の確保及び育成に努める。

特に、生息状況の把握や有害鳥獣捕獲等の活動を実施できる狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあることから、地域ぐるみの捕獲活動を推進するため、農林業者等への狩猟免許試験のPRや県下各地での試験の実施等により狩猟者の確保に努めるとともに、各種研修の実施や有害鳥獣捕獲マイスターなど専門的な知識や技能を有する人材の活用等により、担い手の育成を積極的に推進する。

また、鳥獣保護法改正により、わな猟等免許取得年齢が20歳から18歳への引下げや認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設が行われたことから、農業高校生等のわな猟免許の取得や民間事業者の捕獲等事業への参入を促進する。

4 鳥獣保護センターの設置等傷病鳥獣救護の基本的な対応

鳥獣の保護等が可能な県内の施設を鳥獣保護センターと位置づけ、傷病鳥獣の救護等を通じた鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護を行う。

5 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。

高病原性鳥インフルエンザについては、国の策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づいて、関係機関と連携し、野鳥のウイルス検査体制を整備する。

6 普及啓発の促進

鳥獣保護及び管理についての普及啓発を図るため、愛鳥週間を中心に探鳥会等の各種行事を開催するとともに、「愛鳥林」等を利活用した鳥獣の観察や愛鳥モデル校の指定等を行う。

7 取締りの実施

県鳥獣行政担当職員（特別司法警察員）、鳥獣保護管理員、警察当局が協力して、迅速かつ適正な取締りを行う。

8 必要な財源の確保

地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。